

INFORMATION
情報ひろば

- | | |
|---------|----------|
| 日 日時・日程 | 持 持ち物 |
| 場 会場 | 料 料金・受講料 |
| 対 対象者 | 申 申込方法 |
| 講 講師 | 締 締め切り |
| 内 内容 | 問 問い合わせ |
| 定 定員 | 他 その他 |

土浦市役所 ☎826-1111
防災行政無線 ☎0120-826113

マイシティつちoura
まちの話題やニュースをお届けします。土浦ケーブルテレビ デジタル11ch(111ch)【毎日9:00/12:00/16:00/20:00の各15分】

土浦市メールマガジン
行政、子育て、健康づくり、観光・イベントなどの情報をメールでお届けします。



登録はこちら▶

第12回霞ヶ浦学講座

日 3月1日(日) 午後1時30分
～3時30分

場 霞ヶ浦環境科学センター
(沖宿町)
講 木塚久仁子さん(市立博物館)

内 「霞ヶ浦を旅するー藤森弘庵『航海紀勝』」
定 50人(先着順)
申 講座名と住所、氏名、電話番号、送迎バス利用の有無を電話、ファクスまたはメールで

他 土浦駅東口午後1時発の無料送迎バスあり
問 同センター(☎828・0962) FAX 828・0962
E-mail: togawa@pref.ibaraki.jp

名画を読み解くー珠玉の東京富士美術館コレクション

日 2月20日(木)～4月12日(日)
午前9時30分～午後5時

場 県近代美術館(水戸市千波町)
内 ルネサンスから20世紀までの絵画の見方や読み解き方と共に名画83点を紹介

料 入館料/一般:1100円、満70歳以上:550円、高年生:870円、小中生:490円
問 同美術館(☎029・243・5111)

耳の日記念行事

日 3月1日(日) 午後2時～4時
時(受け付けは午後1時30分から)

場 県南生涯学習センター
講 田淵経司さん(耳鼻咽喉科)

納税課からのお知らせ

- 2月の納税(納期限:3月2日(月))
固定資産税(4期)、国民健康保険税・後期高齢者医療保険料、介護保険料(8期)
- 2月の休日納税・休日納税相談
日 2月23日(日) 午前9時～午後5時
場 納税課(本庁舎2階)
問 納税課(☎内線2359)

乳児用チャイルドシート貸し出し

- 日 貸出日/3月8日(日) 午前9時～9時30分
- 申 込日/3月2日(月)、3日(火)
- 場 本庁舎2階 202会議室
- 対 市内在住の1歳未満児の保護者または4月末までに出産予定の方
- 持 運転免許証
- 料 2000円(クリーニング代など)
- 申 電話で
- 問 生活安全課(☎内線2298)

バドミントンシニア交流会

日 3月29日(日) 午前9時30分
～午後3時

場 新治トレニングセンター
対 男性:55歳以上、女性:50歳以上

内 団体戦形式による交流戦、当日組み分け実施
定 40人(先着順)
持 運動のできる服装、運動靴、ラケット
料 1000円
申 電話、ファクスまたはメールで

他 3月20日(金)
問 市体育協会バドミントン部(☎090・4840・8659 高桑) FAX 825・7120
E-mail: hakakuwa@ryoko.co.jp

ウォーキング大会「あなたの知らない土浦を歩こう」

日 3月15日(日) 午前10時～正午
午(受け付けは午前9時30分から)

場 集合/霞ヶ浦環境科学センター(沖宿町)

内 霞ヶ浦の風景堪能コース(6km)
定 100人(先着順)
持 飲み物、保険証
他 元気アップ!りいばらきポイント対象事業

問 健康増進課(☎826・3471)

告 告

告 告

3月の無料年金相談

●筑波銀行 土浦北支店
3月10日(火)
午前10時～午後3時
(☎824-6811)

●常陽銀行 土浦支店
3月18日(水)
午前10時～午後3時
(☎822-3216)

●常陽銀行 土浦ローンプラザ
(土浦駅前支店内)
3月21日(土)
午前10時～午後4時
(☎821-3541)
※詳しくは各金融機関へお問い合わせください。

霞ヶ浦医療センター公開市民講座

日 3月11日(水) 午後3時から
場 同医療センター(下高津二丁目)

講 妹尾月子さん(助産師)

内 「霞ヶ浦医療センターとしてのお産について」安心してお産をすることは子育ての第一歩です」

問 同医療センター(☎822・5050)

こども剣道無料体験

日 3月15日(日) 午前9時～10時30分

場 市立武道館

対 5歳以上の幼児～小学生

(要保護者同伴)

定 50人(先着順)

持 運動のできる服装

問 土浦地区剣道連盟事務局

(☎821・8476 渡辺)

いばらき企業説明会2020

日 3月3日(火) 午後1時～3時30分

場 ホテルマロウド筑波(城北町)

対 令和3年3月に大学などを卒業もしくは卒業から3年以内の方

問 茨城労働局(☎029・224・6218)

「やさしいピラティス」体験講座

日 3月20日(金) 午前10時～11時

場 ワークヒル土浦

講 川谷 響さん

定 20人(先着順)

持 運動のできる服装、飲み物、タオル

¥500円

申 電話または直接

問 ワークヒル土浦(☎826・2622)

市政のお知らせ

information

市民会館におけるネーミングライツ事業スポンサーを再募集します

問 文化振興室(☎内線5120)



5月にリニューアルオープン予定の土浦市民会館について、ネーミングライツ事業スポンサーを募集したところ、期間内に応募がありませんでしたので、再募集を行います。

ネーミングライツ期間／令和2年5月1日から3年以上

命名権料／基準額 年400万円

申込方法／市ホームページから、または文化生涯学習課窓口にあるネーミングライツ事業スポンサー申込書に必要事項を記入し、必要書類を添付のうえ、郵送または直接

締め切り／3月10日(火) (必着)

※締め切りまでに応募がなかった場合は、随時募集を行います。

※詳しくは、市ホームページをご覧ください。

広告

市政のお知らせ information

多文化共生推進プラン検討委員会

☎市民活動課(☎内線2030)

日時／2月28日(金) 午後3時から(受け付けは午後2時30分から)

場所／男女共同参画センター

内容／多文化共生推進プラン(後期計画)案、パブリックコメント実施結果について など

傍聴定員／10人(先着順)

市政のお知らせ information

パブリックコメントを実施します

☎こども福祉課(☎内線2304 ☎826-3402

✉jidou@city.tsuchiura.lg.jp)

募集対象／第二期土浦市子ども・子育て支援事業計画(素案)について

公表方法／こども福祉課、情報公開室、各支所・出張所、各地区公民館または市ホームページで

募集期間／2月19日(水)～3月10日(火)(必着)

意見を提出できる方／市内に居住または通勤・通学している方、市内に事務所などのある個人や法人・団体の方

提出方法／住所、氏名(名称)、電話番号を記入し、郵送、ファクス、メールまたは直接

市政のお知らせ

information

令和2年春季全国火災予防運動

☎消防本部予防課(☎821-0119)

3月1日(日)から7日(土)まで、「ひとつずつ いいね! で確認 火の用心」をスローガンに、全国火災予防運動が実施されます。火の取り扱いに注意し、火災予防を実践しましょう。

一住宅防火 いのちを守る 3つの習慣と4つの対策一

【習慣】 ・寝たばこは、絶対やめる。

・ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。

・ガスコンロなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

【対策】 ・逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。

・寝具、衣類およびカーテンからの火災を防ぐために、防災製品を使用する。

・火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器などを設置する。

・お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。

※すべての住宅の寝室などに住宅用火災警報器の設置が義務付けられています。火災から命を守るため、必ず設置しましょう。また、地震後などに発生する「通電火災」を防ぐため、感震ブレーカーの設置をお願いします。

広 告

広 告

市政のお知らせ

information

第93回霞ヶ浦・北浦地域清掃大作戦

☎環境衛生課 (☎内線2461)

身近な湖岸や河川敷の一斉清掃活動を行います。下記清掃場所付近にお住まいの皆さんのご協力をよろしくお願いします。

日時 / 3月1日(日) 午前8時～9時
 ※雨天・荒天時は3月8日(日)に順延。小雨決行。

清掃場所 / 霞ヶ浦湖岸、土浦港、新川・桜川・備前川・境川・花室川の河川敷

市政のお知らせ

information

障害基礎年金のご案内

☎国保年金課 (☎内線2290)

国民年金加入中や20歳になる前の病気・ケガにより障害の状態になった場合、一定の要件を満たせば障害基礎年金が支給されます。

障害基礎年金を受けるための要件

- ①初診日(病気やケガで初めて医師の診療を受けた日)に国民年金に加入していること
 ※20歳未満(本人の所得制限あり)や、60歳以上65歳未満(年金制度に加入していない期間)で、日本国内に住んでいる間に初診日がある場合も含まれます。
- ②障害認定日に政令で定められている障害等級表の1級または2級の障害の状態になっていること
 ※障害者手帳の認定とは異なります。
- ③初診日の前日において、次のいずれかの保険料納付要件を満たしていること
 - (1)初診日のある月の前々月までの国民年金加入期間のうち3分の2以上の期間について、保険料が納付または免除されている
 - (2)初診日において65歳未満であり、初診日のある月の前々月までの1年間に保険料の未納期間がない

- ※障害認定日とは、原則として病気やケガにより、初診日から1年6か月を経過した日、またはそれ以前に症状の固定した日をいいます。
- ※障害基礎年金の裁定は日本年金機構で行います。また、裁定請求しても認定されない場合もあります。

障害基礎年金の年金額(令和元年度の額)

- 1級障害…975,125円 2級障害…780,100円
- ※障害基礎年金の受給者によって生計を維持されている子(18歳に達した年度末まで、障害のある子は20歳未満)がいる場合は以下の額が加算されます。
 - 1人目・2人目の子…1人につき224,500円
 - 3人目以降の子…1人につき74,800円

広 告